

前橋市建築基準法関係手数料条例の改正について（議案第114号）

建築指導課

1 改正の理由

- (1) 建築基準法の改正により、一定の要件を満たし、市が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物について、接道規制（建築物の敷地は、道路に2 m以上接していなければならないとする規制）が適用除外とされたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 建築基準法の改正により、仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例（国際的な規模の会議又は競技会等の用に供する仮設建築物の設置期間は、1年を超えることができるとする特例）が新設されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 接道規制の適用除外の認定に係る申請手数料の額は、3万3,000円とする。
- (2) 仮設興行場等の設置期間の特例の許可に係る申請手数料の額は、12万円とする。

3 施行期日

公布の日